

改正

平成5年5月24日規則第29号

平成6年7月20日規則第35号

平成7年3月31日規則第20号

平成10年4月20日規則第27号

平成11年12月24日規則第43号

平成12年4月17日規則第35号

平成17年6月30日規則第36号

平成18年3月20日規則第9号

平成21年2月16日規則第6号

平成24年3月30日規則第33号

平成24年4月27日規則第43号

平成25年3月29日規則第56号

平成26年8月25日規則第49号

平成28年3月31日規則第24号

吹田市立山田ふれあい文化センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立山田ふれあい文化センター条例（平成5年吹田市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 吹田市立山田ふれあい文化センター（以下「文化センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

(休館日等)

第3条 文化センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(使用の申請)

第4条 文化センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使

用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、クラフト室、練習室又は多目的ホール（舞台を使用しない場合に限る。）を個人使用しようとする場合は、個人使用簿に必要事項を記載することにより、これに代えることができる。

- (1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）
- (2) 使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数並びに入場料等徴収の有無（以下「使用日時等」という。）

2 前項本文の規定による申請は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下この項及び第15条第1項において「使用日」という。）の前6月に当たる日から使用日の前日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項ただし書の規定による申請は、使用しようとする日の当日に限り、行うことができる。（使用許可書の交付及び提示等）

第5条 市長は、使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書を交付する。

2 市長は、個人使用簿に記載された内容を適当と認めるときは、当日使用券を交付することにより、使用許可書の交付に代えるものとする。

3 使用許可書の交付を受けた者（以下「専用使用者」という。）は、文化センターの施設を使用する際にその使用許可書を提示しなければならない。

（使用期間）

第6条 文化センターの施設を引き続き使用できる期間は、5日間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（特別の設備の設置等）

第7条 文化センターの施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添付して、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定に係る費用は、全て申請者の負担とする。

3 市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。

（使用内容の変更）

第8条 専用使用者は、使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用

内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 申請者の氏名等

(2) 許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由

2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。この場合において、変更によって使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。

(使用時間の超過)

第9条 使用時間の超過は、文化センターの運営に支障のない場合に限り許可する。

2 超過時間の使用料は、原則としてその許可を受けたときに納付しなければならない。

3 超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

(使用の取消し)

第10条 専用使用者は、文化センターの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書又は使用内容変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名等

(2) 許可を受けた使用日時等

(3) 取消しの理由

(市外割増使用料を徴収しない場合)

第11条 条例別表の備考第2項に規定する別に市長が定める場合は、多目的ホールの使用について専用使用者から次条の規定により割増した使用料を徴収する場合とする。

(入場料等を徴収するときの使用料)

第12条 専用使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割増率によって算出した金額を使用料として徴収する。ただし、入場料等の徴収が営利又は営業を目的とするものでないと市長が認める場合にあつては、この限りでない。

(1) 入場料等の金額が500円未満の場合 10割

(2) 入場料等の金額が500円以上の場合 20割

(附属設備等)

第13条 条例別表の備考第4項に規定する市長が定める附属設備等及び市長が定める使用料は、別

表のとおりとする。

(使用料の減額又は免除)

第14条 条例第6条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市が公用で使用する場合その他市長が公益上特に必要があると認める場合は、免除する。
- (2) 指定管理者が文化センターの設置目的を達成するために使用する場合は、市長が別に定めるところにより減額し、又は免除する。
- (3) その他市長が特に必要があると認める団体が使用する場合は、市長が別に定めるところにより減額する。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 使用日時等
- (3) 減額又は免除の理由

(使用料の還付)

第15条 条例第6条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 専用使用者又は当日使用券の交付を受けた者（第25条第2号を除き、以下これらを「使用者」という。）の責めに帰することのできない理由によって使用することができない場合 既納使用料の10割
- (2) 専用使用者が使用日前7日までに使用取消届を提出した場合 既納使用料の5割
- (3) 専用使用者が使用日前7日までに使用内容変更許可申請書を提出し、市長が許可した場合において既納の使用料に過納が生じたとき。 過納金の5割

2 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に使用許可書又は当日使用券及び使用内容変更許可書又は使用取消届を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 許可を受けた使用日時等

(使用者の守るべき事項)

第16条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。

- (2) 許可なく物品の販売等を行わないこと。
- (3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

(入室の要求)

第17条 職員が文化センターの管理上必要がある場合において入室を要求したときは、使用者は、これを拒むことができない。

(使用後の点検)

第18条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第19条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定)

第20条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が定める期間内に、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書
- (3) 定款、寄附行為、会則又はこれらに類する書類
- (4) 団体の概要を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第9条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。

(指定期間)

第21条 指定管理者の指定の期間は、5年とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期間は、その指定の日からその後4年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。

(指定管理者の遵守事項)

第22条 指定管理者は、市民が文化センターの施設を使用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定の取消し等)

第23条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第9条第4項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 条例第9条第1項に規定する団体でなくなったとき。

(2) 条例第9条第3項の指示に従わないとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(読替え)

第24条 指定管理者が文化センターの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第4条第1項及び第2項、第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第10条、第15条第1項並びに第19条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(選定委員会の委員の委嘱等)

第25条 指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者 1人以内

(2) 施設の運営に関し経験を有する者又は施設の利用者 2人以内

(3) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(4) 吹田市の職員 1人以内

(選定委員会の委員長及び副委員長)

第26条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第27条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定委員会の意見の聴取等)

第28条 選定委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(選定委員会の運営に関する事項)

第29条 前3条に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会の意見を聴いて委員長が定める。

(選定委員会の庶務)

第30条 選定委員会の庶務は、市民部市民自治推進室において処理する。

(申請書等の様式)

第31条 この規則に規定する申請書等の様式は、市民部長が定める。

(委任)

第32条 この規則に定めるもののほか、文化センターの管理運営に関し必要な事項は、市民部長が定める。

附 則

この規則は、平成5年5月23日から施行する。ただし、第4条、第5条第1項、第6条から第8条まで、第10条から第15条まで、第20条、別表、様式第1号、様式第3号及び様式第5号から様式第9号までの規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年5月24日規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成6年3月31日まで使用することができる。

附 則 (平成6年7月20日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の吹田市立山田ふれあい文化センター条例施行規則第14条第1項の規定は、平成6年8月1日以後の申請に係る使用料の減額又は免除から適用し、同日前の申請に係る使用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日規則第 20 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成 8 年 3 月 31 日まで使用することができる。

附 則（平成 10 年 4 月 20 日規則第 27 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 24 日規則第 43 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の吹田市立山田ふれあい文化センター条例施行規則第 3 条の規定は、平成 12 年 7 月 1 日以後の使用に係る申請等について適用し、同日前の使用に係る申請等については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 4 月 17 日規則第 35 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 30 日規則第 36 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条を第 25 条とし、第 19 条の次に 5 条を加える改正規定（第 24 条に係る部分を除く。）及び様式第 9 号の次に 1 様式を加える改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 20 日規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成 19 年 3 月 31 日まで使用することができる。

附 則（平成 21 年 2 月 16 日規則第 6 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 33 号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月27日規則第43号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行に伴い休館日でなくなる日に係る使用の申請は、平成24年5月1日から行うことができる。

附 則（平成25年3月29日規則第56号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の吹田市立山田ふれあい文化センター条例施行規則第14条第1項の規定は、平成25年4月1日以後に使用料の減額又は免除の申請があった場合について適用し、同日前に使用料の減額又は免除の申請があった場合については、なお従前の例による。

附 則（平成26年8月25日規則第49号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の吹田市立山田ふれあい文化センター条例施行規則第21条の規定及び第2条の規定による改正後の吹田市立市民センター条例施行規則第20条の規定は、この規則の施行の日以後に開始する指定の期間について適用し、同日前に開始する指定の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

文化センター附属設備等使用料

（単位 円）

名称	使用料
グランドピアノ	1台1回につき 3,000

陶芸釜	1台1時間につき	300
カラオケセット	1式1時間につき	400

備考

- 1 グランドピアノ（以下「ピアノ」という。）の使用は、多目的ホールを専用使用する場合には限り、許可するものとする。
- 2 ピアノの使用料は、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後10時まで）の各時間帯における使用ごとに1回として算定する。
- 3 ピアノの使用料には、調律料を含まない。